

平成29年度 事業継続等の事務手続について

本資料は、養豚経営安定対策事業の適正な実施のために、本事業の事業実施主体である養豚事業者の方々（以下「事業参加者」）が事業を進めていく上で、①留意頂きたい点、②具体的な手続、③今年度のスケジュールをまとめたものです。主に「養豚経営安定対策事業実施要綱に基づいて理事長が別に定める件」（平成29年4月7日付け29農畜機第76号。）に定められている内容をわかりやすく解説しています。

1. 平成29年度の事業継続・辞退の手続

- (1) 提出期日 平成29年5月31日（水）
- (2) 提出書類
 - ① 養豚経営安定対策事業参加申込書（別添資料1）
 - ② 環境と調和のとれた農業生産活動規範点検シート（別添資料1-1）の写し
 - ③ 肉豚の販売先リスト（別添資料1-2）
 - ④ 預託先リスト（別添資料1-3）
 - ⑤ 平成29年度における配合飼料の価格差補てんに関する数量契約の写し
 - ⑥ 法人の概要（別添資料1-4）、履歴事項全部証明書（商業登記の登記簿の写し）
 - ⑦ 申請等事務委託の内容（別添資料1-5）
 - ⑧ 農業経営規程に基づき農業の経営を行っていることの証明書類
 - ⑨ 養豚経営安定対策事業参加要件・事業対象頭数確認書（別添資料2）
 - ⑩ 養豚経営安定対策事業参加辞退届出書（別添資料3）

	提出する書類
事業に継続して参加する者（以下「継続参加者」）	②、③、⑨
預託を行っている場合	④
配合飼料価格安定基金に加入している場合	⑤
法人の場合で、前年度申請内容から変更がある場合	⑥
申請等事務を委託する場合	⑦
農業協同組合及び農業協同組合連合会の場合	⑧
※新たに養豚経営に参入するので新規で事業に参加する者（以下「新規参加者」）は、継続参加者の提出書類（⑨は提出せず、代わりに①を提出）に加え、新たに肉豚の肥育の業を開始したことがわかる書類をご提出下さい。	
事業に参加しない者（継続しない者）	⑩

(3) 留意点

- ① 継続参加者に対しては、昨年度までに独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」）に申請頂いた内容を記載した養豚経営安定対策事業参加要件・事業対象頭数確認書（以下「確認書」）を送付します。

その記載内容に変更がある場合は、二重線（＝）で訂正の上、訂正印（確認書で使用する印鑑と同じ）を押印して下さい。

- ② 平成 29 年度の事業対象頭数の上限は、平成 28 年度の事業対象頭数と同じ頭数です。送付する継続参加者の確認書には、平成 29 年度の事業対象頭数の上限として平成 28 年度の事業対象頭数と同じ頭数を記載しますので、その頭数以下で平成 29 年度の事業対象頭数を設定して下さい。

ただし、平成 28 年度に生じた天災、火災、家畜伝染病予防法第 2 条の 1 に定められた家畜伝染病の発生等のやむを得ない事由により平成 28 年度の事業対象頭数を変更した者については、同年度当初に承認された事業対象頭数と同じ頭数を記載します。

- ③ 補てん金の交付方法は、「一括補てん」と「早期補てん（一括補てんより早いスケジュールでの支払）」のどちらかを選択して下さい。選択した交付方法は、年度途中で変更できませんのでご注意下さい。詳細は、別添資料 4 をご覧下さい。

- ④ 確認書又は養豚経営安定対策事業事業参加申込書（以下「事業参加申込書」）の 6 の①「個人情報の取扱い」は別添資料 5 のとおりとしますので、よくお読みになった上で、署名欄に記名押印して下さい。

- ⑤ 今年度から確認書の提出時に、肉豚の販売先名等を記入した「肉豚の販売先リスト（別添資料 1－2。以下「販売先リスト」）」を提出して下さい。

また、預託（他者に肉豚の飼養管理を委託すること）を行っている者は、「預託先リスト（別添資料 1－3）」を提出して下さい。

(4) 確認書の申請内容を変更する場合

- ① 年度途中で確認書の申請内容に変更があった場合には、「養豚経営安定対策事業に係る変更届出書（別添資料 6）」及び「養豚経営安定対策事業参加要件・事業対象頭数確認書【変更後】（別添資料 6－1。以下「確認書【変更後】）」を速やかに提出して下さい。添付する書類については、別添資料 7 のとおりです。

- ② 事業対象頭数の都道府県別の内訳数を変更する場合には、その他負担金（県・農協等からの補助）が関係する都道府県の頭数変更について、関係者の了承を得る必要があるため、事前に機構に相談してから届け出て下さい。

2. 肉豚の販売報告の手続

(1) 提出期日

- ① 一括補てんを選択した者 : 肉豚を販売した日が属する月の翌月 20日
- ② 早期補てんを選択した者 :
 - ・ 四半期の最終月 肉豚を販売した日が属する月の翌月 10日
 - ・ それ以外の月 肉豚を販売した日が属する月の翌月 20日

※4・5月分は、全員が6月20日となります。

(2) 提出書類

- ① 販売確認申出書（別添資料8。以下「申出書」）
- ② 肉豚の販売を証する書類（以下「証拠書類」）

詳細は全国会議資料7「養豚経営安定対策事業に係る一問一答」の間31をご覧ください。

(3) 留意点

- ① 申出書は、販売した肉豚頭数以下で事業対象肉豚頭数をご記入頂き、毎月の提出期日までに提出して下さい。提出期日を過ぎた販売頭数の追加報告は受付られませんのでご注意ください。
- ② 報告頂いた毎月の事業対象肉豚頭数の合計が、平成29年度の事業対象頭数（年間の上限）を超過する場合には、超過分は事業対象となりませんのでご注意ください。
- ③ 申出書に使用する印鑑は、確認書で使用する印鑑と同じものとして下さい。
- ④ 証拠書類の名義が肉豚の損益が帰属する事業参加者名とは異なる場合、その証拠書類だけでは肉豚がその事業参加者に帰属するものとは証明できません。原則、証拠書類の名義と肉豚の損益が帰属する事業参加者名が一致するもので提出して下さい。

3. 補てん金交付の手続

(1) 提出書類

- ① 平成29年度に補てん金の交付が初めて行われる場合
事業補助金交付申請（兼概算払請求）書（要綱別紙様式第1号。以下「交付申請書」）
- ② 二回目以降の場合
事業補助金交付変更承認申請（兼概算払請求）書（要綱別紙様式第2号。以下「交付変更申請書」）

(2) 提出期日

機構が送付する交付申請書及び交付変更申請書に同封されている「補てん金交

付に必要な手続のご案内」に記載されています。

(3) 留意点

- ① 機構が送付する交付申請書及び交付変更申請書には、提出頂いた申出書等を基に、四半期ごとの事業対象頭数、生産者負担金の額等が記載されていますので、内容をご確認の上、確認書と同じ印鑑を押印し、提出して下さい。
- ② 機構は交付申請書及び交付変更申請書を接受し、生産者負担金の納付を確認した後、交付決定及び補てん金交付の通知を行います。

4. 実績報告の手続

(1) 提出期日

要綱では「平成 29 年度の事業が完了した日から起算して 1 カ月を経過した日」となっていますので、「第 4 四半期分の補てん金が支払われた日」又は「第 4 四半期分の補てんがない場合には補てん金単価（確定）が公表された日」のいずれかの日から 1 カ月以内となります。

(2) 提出書類

事業実績報告書（要綱別紙様式第 3 号。以下「実績報告書」）

(3) 留意点

- ① 機構が送付する実績報告書には、一年間の事業内容を基に、事業対象頭数、生産者負担金の額等が記載されていますので、内容をご確認の上、確認書と同じ印鑑を押印し、提出して下さい。
- ② 年度途中で事業参加を辞退した場合には、事業参加の取消しを機構の理事長が承認した日から 1 カ月以内に提出して下さい。
- ③ 機構は実績報告書を接受し、実績確定の通知を行います。
- ④ 実績報告書の提出がない場合には、それまでに交付された補てん金を返還して頂くこととなります。

5. 事業対象頭数の変更申請の手続

(1) 対象者

天災、火災、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 2 条の 1 に定められた家畜伝染病の発生等のやむを得ない事由又は豚舎を建て替えること（以下「やむを得ない事由等」）により当該年度以降の販売見込頭数が減少することが見込まれる者

(2) 提出期日

- ① 当該やむを得ない事由等の発生の日（豚舎を建て替えることにあつては、その施工開始日）から原則として 1 カ月以内

- ② 翌年度以降の事業対象頭数を変更する場合は、翌年度以降の事業対象頭数を機構の理事長が承認した日から1カ月以内

(3) 提出書類

- ① 養豚経営安定対策事業事業対象頭数変更承認申請書(別添資料9。以下「事業対象頭数変更承認申請書」)
- ② 第三者が発行するやむを得ない事由等の発生を証する書類
- 天災、火災、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条の1に定められた家畜伝染病の発生等の場合
例：り災証明書、死亡豚診断書
- 豚舎を建て替えの場合
例：豚舎建て替えを証する書類(建て替え前と後の施設の配置図や平面図、写真等)、豚舎建て替えの日程(スケジュール)が明記されている資料

(4) 留意点

- ① 平成29年度に事業対象頭数の変更した者が翌年度以降も事業対象頭数の変更が必要である場合については、翌年度以降の事業対象頭数を機構の理事長が承認した日から原則として1カ月以内に、各年度、事業対象頭数変更承認申請書を提出頂くこととなります。
- ② 豚舎の建て替えとは、豚を飼養している豚舎のうち、一つの建造物を全て取り壊し、新たに建てることをいいます。壊れたものを元の状態に戻す修繕、増築、部分改築や補改修等を行う者にあつては、この変更の対象外となります。
- ③ 豚舎の建て替えによる変更(減頭)は、今年度から導入された仕組みです。豚舎の建て替えを理由に、①平成27年度の事業に参加しなかった者、②平成27・28年度の途中で事業参加を辞退した者、③平成27・28年度の事業対象頭数を変更(減頭)した者等についてはそれぞれ経過措置があります。

対象者(根拠規定)	経過措置
<p>㊸ 平成27年度の事業に参加しなかった者 <u>(養豚事業者が豚舎を建て替えることで販売頭数が減少することが見込まれたことからこの事業に参加していない養豚事業者であつて前事業実施期間の事業に参加した者については、要綱第4の2の(1)のウ及びエの規定にかかわらず、本事業実施期間途中での参加を認めるものとする。この場合、平成29年度の事業対象頭数は平成26年度当初の事業対象頭数を上限とする。)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施期間途中での参加可 ・平成29年度事業対象頭数の上限は、平成26年度当初の事業対象頭数
<p>㊹ 平成27・28年度の途中で事業参加を辞退した者 <u>(養豚事業者が豚舎を建て替えることで販売頭数が減少することが見込まれたことから要綱第4の2の(8)のアによる届出をし、事業の参加を取り消された養豚事業者については、同(1)のエの規定にかかわらず、本事業実施期間途中での参加を認めるものとする。この場合、平成29年度の事業対象頭数は、要綱第4の2の(2)のエに準じて事業参加を取り消された年度当初の事業対象頭数を上限とする。)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に再参加可 ・平成29年度事業対象頭数の上限は、辞退した年度当初の事業対象頭数

<p>◎ 平成 27・28 年度事業対象頭数を減頭した者 (養豚事業者が豚舎を建て替えることで販売頭数が減少することが見込まれたことから、その減少すると見込まれた頭数を平成 27 年度又は平成 28 年度の事業対象頭数として承認を受けた養豚事業者の平成 29 年度の事業対象頭数は、その承認を受けた年度の前年度当初の事業対象頭数を上限とする。)</p>	<p>・平成 29 年度事業対象頭数の上限は、減頭する前年度事業対象頭数</p>
---	--

また、各対象者の手続は次のとおりです。

対象者		手続①	手続②
①の者	平成 29 年度販売見込頭数も減頭が続いている場合	平成 26 年度当初の事業対象頭数を上限とし、豚舎建て替えを証する書類、平成 26 年度当初の「事業対象頭数等承認通知書（ハガキ）」の写しを事業参加申込書に添付して提出	事業参加通知後 1 カ月以内に、事業対象頭数変更承認申請書を提出
	平成 29 年度販売見込頭数は減頭しない場合		
②の者	平成 29 年度販売見込頭数も減頭が続いている場合	取消された年度当初の事業対象頭数を上限とし、豚舎建て替えを証する書類、取消された年度当初の「事業対象頭数等承認通知書（ハガキ）」の写しを事業参加申込書に添付して提出	事業参加通知後 1 カ月以内に、事業対象頭数変更承認申請書を提出
	平成 29 年度販売見込頭数は減頭しない場合		
③の者	平成 29 年度販売見込頭数も減頭が続いている場合	販売頭数が減少することが見込まれた前年度の事業対象頭数を上限とし、豚舎建て替えを証する書類、販売頭数が減少することが見込まれた前年度当初の「事業対象頭数等承認通知書（ハガキ）」の写しを事業参加申込書に添付して提出	事業対象頭数等通知後 1 カ月以内に、事業対象頭数変更承認申請書を提出
	平成 29 年度販売見込頭数は減頭しない場合		

6. 事業対象頭数に係る権利義務の承継の手続

(1) 対象者

- ① 肉豚の生産を中止（一部中止）又は廃業するので他者に承継する場合
- ② 個人事業参加者が死亡したことによる承継の場合
- ③ 法人化又は個人成りによる承継の場合

(2) 提出書類 対象者別に以下のとおりとする。

対象者	提出する書類
※ 添付書類は別添資料 7 を参照	
① 肉豚の生産を中止（一部中止）又は廃業するので他者に承継する場合	
承継元	・養豚経営安定対策事業事業対象頭数に係る権利義務の承継申請書（別添資料 10—1）
承継先	・養豚経営安定対策事業事業対象頭数に係る権利義務の承継申請書（別添資料 10—2）
② 個人事業参加者が死亡したことによる承継の場合	
承継先	・養豚経営安定対策事業事業対象頭数に係る権利義務の承継申請書（別添資料 10—3）

③ 法人化又は個人成りによる承継の場合		
	承継元 承継先	・養豚経営安定対策事業事業対象頭数に係る権利義務の承継申請書（別添資料10-4）

7. 今年度のスケジュール

今年度の事業継続手続及び補てん金支払等のスケジュールについては、別添資料11をご覧下さい。

8. 前年度から変更した点

- (1) 平成29年度の事業継続・辞退の手続
 - ① 肉豚の販売の事実を確認するため、主な販売先を記載した「販売先リスト」を提出すること
 - ② 預託を行っている場合、「預託先リスト」を提出すること
- (2) 事業対象頭数の変更申請の手続
 - ① 事業対象頭数を変更できる理由に豚舎の建て替えを追加し、申請書様式を変更
 - ② 事業対象頭数を変更できる期間に翌年度以降の複数年度を追加し、申請書様式を変更
- (3) 事業対象頭数に係る権利義務の承継の手続
 - ① 具体的な権利義務の承継内容を申請書様式に追加したこと
 - ② 個人事業参加者の承継について、承継元が死亡した者の場合における申請書を異なる様式としたこと

9. 事業に関する照会先

独立行政法人農畜産業振興機構 畜産経営対策部 養豚経営課

〒106-8635 東京都港区麻布台2-2-1 麻布台ビル
 (電話) 03-3583-1150 (FAX) 03-3586-5200

※機構の他、機構に報告している住所の都道府県の別添資料12の団体に照会して頂くことも可能です。

養豚経営安定対策事業参加申込書

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

養豚経営安定対策事業を実施したいので、同事業実施要綱第4の1の(1)に基づき、下記のとおり申し込みます。

- 1 下記に必要事項をご記入ください。
記入済みの箇所は内容をご確認ください。訂正のある場合は二重線(=)で訂正の上、訂正印(今回ご使用の印鑑と同一印)を押印ください。

申込年月日	平成29年 月 日	養豚事業者ID			
養豚事業者	フリガナ				⑩
	申込者の氏名 (生年月日) 又は 法人名	(生年月日 大・昭・平 年 月 日)			H29
	決算月 ※法人のみ 記入	月末 決算	フリガナ		
	代表者役職名 ※法人のみ 記入	代表者氏名 (生年月日) ※法人のみ 記入		(生年月日 大・昭・平 年 月 日)	
	住所	(〒 -) 都道府県 市区町村			
	電話	携帯電話	FAX		
	eメールアドレス	@	経営形態	<input type="checkbox"/> 一貫経営 <input type="checkbox"/> 肥育経営	
申請等事務委託先名				委託先ID	

- 注1: 補てん金の振込確認等で機構から連絡する場合がありますので、保有するすべての連絡先をご記入ください。
注2: 申込者が法人の場合は、法人として契約する際に使用する印鑑を使用してください。

- 2 平成29年度事業対象頭数(同年度販売見込み)をご記入ください。

平成29年度 事業対象頭数	(内訳) 複数都道府県に農場を所有している者は、所在都道府県別に事業対象頭数を記入してください。				
①+②+③+④+⑤	(飼養農場都道府県名)	(飼養農場都道府県名)	(飼養農場都道府県名)	(飼養農場都道府県名)	(飼養農場都道府県名)
事業対象 頭数の内 訳	①	②	③	④	⑤
頭	頭	頭	頭	頭	頭

母豚数(頭) (平成29年4月1日現在)					
①+②+③+④+⑤	①	②	③	④	⑤
頭	頭	頭	頭	頭	頭

- 注1: 肉豚を肥育し、出荷・販売したものであって、損益が帰属するものに限りません。
注2: 事業対象頭数分の生産者負担金は、実際の販売頭数に関わらず納付して頂きます。原則、この頭数を事業年度の途中で変更することはできませんのでご注意ください。

⇒ 裏面へ続く

養豚事業者ID	
---------	--

環境と調和のとれた農業生産活動規範 点検シート (家畜の飼養・生産)

【点検の方法】

- ① 毎年、各項目について、過去一年間の実行状況を点検します。
- ② 点検は、農業経営全体の状況について行います。(例えば、畜種ごとに点検する必要はありません。)
- ③ 点検は、次ページの「取組(例)」を参考に農業者自らがを行い、実行できていると判断する場合には、チェック欄に✓(チェック)か○印を付します。
- ④ 該当がない項目や実行できない項目がある場合は、チェック欄には印を付けず、その項目ごとに下欄にその理由、改善の予定などを記入します。
- ⑤ 作成した点検シートは、次の点検まで保存します。

	チェック欄
<p>家畜排せつ物の遵守</p> <p>1 家畜排せつ物の管理の適正化による大気、水等の環境保全や、家畜排せつ物の利用の促進による循環型社会形成への貢献を通じ、健全な畜産業の発展に資することを目的として、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(家畜排せつ物法)を遵守する。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>悪臭・害虫の発生を防止・低減する取組の励行</p> <p>2 家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生は、主として畜舎における家畜の飼養過程や家畜排せつ物の処理・保管過程に起因し、畜産経営への苦情発生要因の中の多くを占めることから、その防止・低減に資するため、畜舎からのふん尿の早期搬出や施設内外の清掃など、家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生を防止・低減する取組を励行する。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>家畜排せつ物の利活用の推進</p> <p>3 循環型社会の形成や農業の自然循環機能の促進に資するため、家畜排せつ物のたい肥化、液肥化又はスラリー処理等を行い、作物生産等への利用の推進に努める。ただし、作物生産等への利用が困難な場合又はより適切な処理・利用方法がある場合には、炭化、焼却、汚水浄化、委託処分等の適切な方法による処理等に努める。また、地域的条件等に応じ可能な場合についてはメタン発酵等によるエネルギー利用に努める。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>環境関連法令への適切な対応</p> <p>4 循環型社会の形成や大気、水等の環境の保全に資するため、使用済みプラスチック等の廃棄物、臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令に応じた処分等に努めるなど適切に対応する。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>エネルギーの節減</p> <p>5 温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、畜舎内の照明、温度管理など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>新たな知見・情報の収集</p> <p>6 環境との調和を図るため、家畜の飼養・生産に伴う環境影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報の収集に努める。</p>	<input type="checkbox"/>
<p style="text-align: center;">【該当がない項目、実行できない項目がある場合等の理由、改善の予定など(記入欄)】</p> <div style="border: 1px solid black; height: 80px; width: 100%;"></div>	

点検日 平成 年 月 日
点検者 印

取組（例）

前ページの各項目について、具体的な取組例は次のとおりです。次の取組か、これと同程度の効果がある取組を行った場合、その項目を実行したものと判断し、印を付します。

家畜排せつ物法	<p>◎ 家畜排せつ物法に基づく管理基準（家畜排せつ物法施行規則第1条第1項）の適用対象規模（家畜排せつ物法施行規則第1条第2項）に該当する場合、管理基準に適合した家畜排せつ物の管理を行う。</p> <p>（参考）管理基準（法施行規則第1条第1項）</p> <p>ア 構造設備に関する基準</p> <p>a 固形状の家畜排せつ物の管理施設については、床をコンクリート等汚水が浸透しない材料（不浸透性材料）で築造し、適当な覆い及び側壁を設ける。</p> <p>b 液状の家畜排せつ物の管理施設については、不浸透性材料で築造した貯留槽とする。</p> <p>イ 管理方法に関する基準</p> <p>a 家畜排せつ物は管理施設において管理する。</p> <p>b 管理施設の定期的な点検を行う。</p> <p>c 管理施設の床、覆い、側壁又は槽に破損があるときは、遅滞なく修繕を行う。</p> <p>d 送風装置等を設置している場合は、当該装置の維持管理を適切に行う。</p> <p>e 家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法及び処理の方法別の数量について記録する。</p>
悪臭・害虫の発生	<p>◎ 家畜排せつ物の処理・保管用施設を有する場合、処理容量に応じた施設の稼働や施設内外の清掃に等に努める。</p> <p>◎ 畜舎等におけるふん尿の早期搬出や清掃等に努める。</p>
排せつ物利活用	<p>◎ 次の取組のうち一つ以上の実行に努める。</p> <p>① 家畜排せつ物のたい肥化、液肥化、スラリー処理又は保管等を行い、土づくりや施肥を行うなど農業者自らが作物生産や園芸等への利用を行う。</p> <p>② 家畜排せつ物のたい肥化、液肥化、スラリー処理又は保管等を行い、作物生産や園芸等への利用が見込まれる者（他の農業者を含む。）への譲渡（無償・有償を問わない。）等を行う。</p> <p>③ 上記①や②が困難であったり、地域の実情や条件からみてより適切な処理方法や利用方法があるといった場合に、炭化、焼却、汚水浄化、委託処分等による適切な処理等を行う。</p> <p>④ 地域的条件等に応じ可能な場合については、メタン発酵等によるエネルギー利用を行う。</p>
環境法令	<p>◎ 使用済みプラスチック等の廃棄物が発生する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従った処分に努めるなど適切に対応する。</p> <p>◎ 臭気や排水等が経営体外へ放出又は排出される場合は、水質汚濁防止法、悪臭防止法等に従った措置に努めるなど適切に対応する。</p>
エネルギーの節減	<p>◎ 電力や燃料等を消費する施設・機械・器具等を使用する場合は、次の取組のうち該当するものの実行に努める。</p> <p>① 機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修等を行う。</p> <p>② 必要以上の加温、保温又は乾燥を行わない等適切な温度管理を行う。</p> <p>③ 機械の運行日程の調整や作業工程の管理による効率的な機械の運転を行う。</p> <p>④ 電力消費に際しての不要な照明の消灯を行う。</p>
知見・情報の収集	<p>◎ 次の取組のうち一つ以上の実行に努める。</p> <p>① 都道府県（普及指導センター等）、市町村、JA等が発信する情報誌・パンフレット・チラシ、専門紙又は書籍などを通じて、家畜の飼養・生産に伴う環境負荷の発生やその低減方策に関する知識や情報を入手する。</p> <p>② 家畜の飼養・生産に伴う環境負荷の発生やその低減方策に関する知識や技術に関する講演、研修会などに参加する。</p>

養豚事業者ID	
---------	--

肉豚の販売先リスト(平成29年度)

販売先によって下記①～④のように添付する肉豚の販売を証する書類(以下「証拠書類」)が異なります。実施要綱第4の2の(5)のイの規定に基づく、機構による肉豚の販売の事実の確認に必要となりますので、主な販売先名等をご記入ください。

	販売先名	と畜場名 (左記の販売先に出荷される肉豚のと畜場)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

(参考)肉豚の販売を証する書類について

	販売先	提出書類
①	と畜場への委託と畜後、枝肉を持ち帰って販売する場合(枝肉を加工して販売する場合を含む。)	次のいずれかの書類 ○ と畜場が発行すると畜証明書 ○ (公社)日本食肉格付協会(以下「日格協」)が発行する格付明細書
②	食肉センターに出荷し、販売した場合	次のいずれかの書類 ○ 食肉センターが発行する販売証明書 ○ と畜場又は食肉センターが発行すると畜証明書 ○ 日格協が発行する格付明細書
③	系統委託販売の場合	○ 農協等が発行する販売証明書又は売却証明書
④	家畜商等に販売した場合	○ 家畜商等が発行する購入伝票に加え、次のいずれかの書類 ○ と畜場又は食肉センターが発行すると畜証明書 ○ 日格協が発行する格付明細書 ○ 金銭の授受を証する金融機関の通帳の写し等

養豚事業者ID	
---------	--

預託先リスト(平成29年度)

事業の対象となる肉豚が重複することがないことを確認するため、預託(他者に肉豚の飼養管理を委託すること)を行っている事業参加者においては、預託先名をご記入ください。

預託先名	飼養農場住所	預託先名	飼養農場住所
1		11	
2		12	
3		13	
4		14	
5		15	
6		16	
7		17	
8		18	
9		19	
10		20	

養豚事業者ID

法人の概要

平成 年 月 日

法人の概要については以下のとおりです。

※㊟は「養豚経営安定対策事業参加申込書」又は「養豚経営安定対策事業参加要件・事業対象頭数確認書」で押印した印鑑をご使用ください。

1	① 法人名			㊟
	② 代表者役職名		③ 代表者氏名	
2	法人の種類	<input type="checkbox"/> 農業協同組合 <input type="checkbox"/> 農協連 <input type="checkbox"/> 農事組合法人 <input type="checkbox"/> 合同・合名・合資会社 <input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> 特例有限会社 <input type="checkbox"/> (一般・公益)社団法人 <input type="checkbox"/> (一般・公益)財団法人 <input type="checkbox"/> その他		
3	① 資本の額又は出資の総額 (千円)	千円	② 常時使用する従業員の数 (人)	人
	③ 株主の氏名又は名称及び 構成割合(上位から累計 50%以上までの者を記載) ※構成割合の上位から累計 50%までの者の記載は必須。	株主氏名又は名称	保有株式	構成割合

※ 3の③の構成割合で単独で50%以上を占める法人がいる場合は、その法人の概要

4	① 資本の額又は出資の総額 (千円)	千円	② 常時使用する従業員の数 (人)	人
	③ 株主の氏名又は名称及び 構成割合(上位から累計 50%以上までの者を記載) ※構成割合の上位から累計 50%までの者の記載は必須。	株主氏名又は名称	保有株式	構成割合
※ 4の③の構成割合で単独で50%以上を占める法人がいる場合は、その法人の概要				
① 資本の額又は出資の総額 (千円)	千円	② 常時使用する従業員の数 (人)	人	

注1: 申込する法人の履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本の写し)、株主に関する記載内容に係る書類を添付してください。

注2: 養豚生産部門及びこれに係る管理部門(明確に養豚部門と区分できない場合は管理部門全体)における雇用契約の有無に基づき従業員をさし、正職員、嘱託、パート、アルバイトが該当します。事業主、法人の役員は解雇予告を必要としないため、該当しません。

養豚事業者ID	
---------	--

平成 29 年 度 申 請 等 事 務 委 託 の 内 容

平成29年度、養豚経営安定対策事業の申請等事務については、次の者に委託して実施します。

申請等事務委託先	フリガナ			
	委託先の氏名 又は 法人名			
	フリガナ			
	代表者役職名 代表者名 (法人組織のみ)			
	フリガナ			
	担当部署 担当者氏名			
	住所	(〒)	都道 府県	市区 町村
	電話		FAX	
	携帯電話		e-メールアドレス	

※確認の上、□に✓(チェック)をご記入ください。

事務委託した内容	チェック欄
1 事業参加申込書等の作成支援及び独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)への送付	□
2 事業対象肉豚の販売確認申出書の作成支援及び機構への送付	□
3 補助金の交付手続に係る申請書類の作成助言及び機構への送付	□
4 生産者負担金の機構への送金	□
5 提出書類の内容等に関する機構からの照会、問い合わせの対応	□
6 機構からの調査、報告依頼の対応	□
7 事業に係る帳簿及び関係書類の整備保管	□
8 事業に係る会計検査院の実施する会計実地検査の立会い	□

機密性3

養豚経営課限り
養豚経営安定対策事業担当者限り

養豚経営安定対策事業 補てん金の受取口座について

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

養豚経営安定対策事業の補てん金の受取口座は以下のとおりです。

金融機関名	農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金 ゆうちょ銀行		
支店名	支店	店番号	
預金種別	普通 ・ 当座 ・ その他 ()		
口座番号			
口座名義	フガナ		

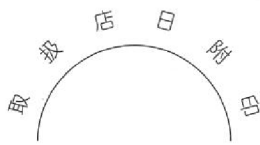
※ゆうちょ銀行口座への振込は、振込用の店名・預金種目・口座番号が必要です。ご希望の方はお近くのゆうちょ銀行か郵便局の貯金窓口にお問い合わせ下さい。

平成 年 月 日

養豚事業者ID

氏名 (又は法人名、代表者役職名、代表者名)

印



お願い

1/3 金融機関・ゆうちょ銀行用

- ・預金者欄の印鑑は金融機関への届出印（通帳等でご確認ください）で鮮明にご捺印ください。
- ・預金種目は 1. 普通 2. 当座 いずれかの番号を○で囲んでください。（貯蓄預金のご指定できません）
- ・ゆうちょ銀行窓口でこの自動払込利用申込書 ㊤㊦の受付はできません。

委託者番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

顧客番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

預金口座振替依頼書
自動払込利用申込書 ㊤㊦

年 月 日

下記金融機関 御中

お手許のご記入により太枠内に
正確にご記入ください。

私は、下記の収納代行会社から請求された金額を私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

収納代行会社 **りそな決済サービス株式会社** (略称: RKS)
(旧大和ファクター・リース株式会社)

必ずどちらか一つをご指定ください。

金融機関 (ゆうちょ銀行除く)				ゆうちょ銀行			
金融機関コード		支店コード		種目コード	契約種別コード	払込先加入者名	りそな決済サービス株式会社
指定口座	銀行信用金庫労働金庫	本店支店出張所		166	30	払込先口座番号	00110-6-144689
預金種目		口座番号		記号		番号	
1. 普通 (総合口座含)				1 0			
フリガナ				お届け印		振替日・払込日 金融機関休業日 の場合翌営業日	
預金者名						1. 3日 2. 22日 3. 27日	

太枠内をボールペンでもれなくご記入
ください。

— 預金口座振替規定 —

1. りそな決済サービス株式会社より貴行に請求書が送付されたときは、私に通知することなく請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもしつがえありません。
3. この契約を解除するときは、私から貴行に書面により届出ます。なおこの届出がないまま、長期間にわたりりそな決済サービス株式会社から請求がない等相当の理由があるときは、とくに申出をしない限り貴行はこの契約を終了したものととして取扱って差しつかえありません。
4. この預金口座振替についてかたりに紛議が生じても貴行の責めによる場合を除き貴行には迷惑をかけません。

※ゆうちょ銀行払込は除く。

(ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。)

《金融機関・ゆうちょ銀行へのお願い》

1. この依頼書に不備がありましたら、不備返却事由に○をつけ取りまとめ店経由にて至急りそな決済サービス(株)へご返送ください。
2. この口座振替依頼書を預金者が直接貴行へ持参した場合は、預金口座振替依頼書（2枚目委託者用）の確認欄に捺印の上、預金口座振替依頼書（控）(2/3、3/3 2枚)を預金者にご返却ください。

金融機関 ゆうちょ銀行 使用欄	(不備返却事由) 1. 預金取引なし 2. 記載事項等相違 (店名、預金種目、 口座番号、 口座名義 (備考))	3. 印鑑相違 4. その他	検 印 捺 照 合 受 付 印
-----------------------	--	-------------------	--------------------------------------

〒153-8583
東京都目黒区目黒2丁目13番18号
りそな代金回収センター
(ワイド)
TEL 03-5773-5172

契
約
者

金融機関・ゆうちょ銀行用には、契約者名(お申込人名)等の記入を省略します。
必要なお客様は2枚目にご記入ください。
〈個人情報保護の観点より金融機関には開示いたしません〉

料金等の 収納依頼 企業名		料金等 の 種 類	
---------------------	--	--------------------	--

養豚経営安定対策事業参加要件 ・ 事業対象頭数確認書

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

前年度に引き続き養豚経営安定対策事業を実施したいので、同事業実施要綱第4の1の(2)の規定に基づき、下記のとおり申込内容を確認し提出します。

- 1 下記に必要事項をご記入ください。
記入済みの箇所は内容をご確認ください。訂正のある場合は二重線(=)で訂正の上、訂正印(今回ご使用の印鑑と同一印)を押印ください。

申込年月日	平成29年 月 日		養豚事業者ID		
養豚事業者	フリガナ				⑨
	申込者の氏名 (生年月日) 又は 法人名	(生年月日 大・昭・平 年 月 日)			H29
	決算月 ※法人のみ 記入	月末 決算	フリガナ		
	代表者役職名 ※法人のみ 記入	代表者氏名 (生年月日) ※法人のみ 記入		(生年月日 大・昭・平 年 月 日)	
	住所	(〒 -)	都道府県	市区町村	
	電話		携帯電話		FAX
	eメールアドレス	@	経営形態	<input type="checkbox"/> 一貫経営 <input type="checkbox"/> 肥育経営	
申請等事務委託先名				委託先ID	

- 注1:補てん金の振込確認等で機構から連絡する場合がありますので、保有するすべての連絡先をご記入ください。
注2:申込者が法人の場合は、法人として契約する際に使用する印鑑を使用ください。

- 2 平成29年度事業対象頭数(同年度販売見込み)をご記入ください。

平成29年度 事業対象頭数	平成29年度事業対象頭数の上限				
	頭				
(内訳)複数都道府県に農場を所有している者は、所在都道府県別に事業対象頭数を記入してください。					
①+②+③+④+⑤	(飼養農場都道府県名)	(飼養農場都道府県名)	(飼養農場都道府県名)	(飼養農場都道府県名)	(飼養農場都道府県名)
事業対象 頭数の内 訳	①	②	③	④	⑤
頭	頭	頭	頭	頭	頭
母豚数(頭)(平成29年4月1日現在)					
①+②+③+④+⑤	①	②	③	④	⑤
頭	頭	頭	頭	頭	頭

- 注1:肉豚を肥育し、出荷・販売したものであって、損益が帰属するものに限ります。
注2:事業対象頭数分の生産者負担金は、実際の販売頭数に関わらず納付して頂きます。原則、この頭数を事業年度の途中で変更することはできませんのでご注意ください。

⇒ 裏面へ続く

養豚経営安定対策事業参加辞退届出書

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

(住所)

(氏名又は法人名、代表者役職名、代表者名)

⑩

(養豚事業者ID)

※⑩は「養豚経営安定対策事業参加申込書」又は「養豚経営安定対策事業参加要件・事業対象頭数確認書」で押印した印鑑をご使用ください。

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で養豚経営安定対策事業の事業実施主体として事業の参加を承認されましたが、今般、下記の理由により、事業への参加を辞退したいので届け出ます。

記

辞退の理由

()

(注意事項)

○ 次期事業実施期間の事業参加はできません。

「前事業実施期間において、(8)の規定に基づき、事業参加を取り消された者に該当しないこと。」(養豚経営安定対策事業実施要綱(平成27年4月1日付け26農畜機第5861号)第4の2の(1)のウ)

○ 資金残額の返還対象外となります。

「機構は、事業実施期間終了後、養豚資金に残額が生じた場合には、生産者負担金を納付した養豚事業者(事業実施期間終了前に(8)により事業参加を取り消された者を除く。)及びその他負担金を納付した者に返還するものとする。」(同要綱第4の2の(4)のイの(ウ))

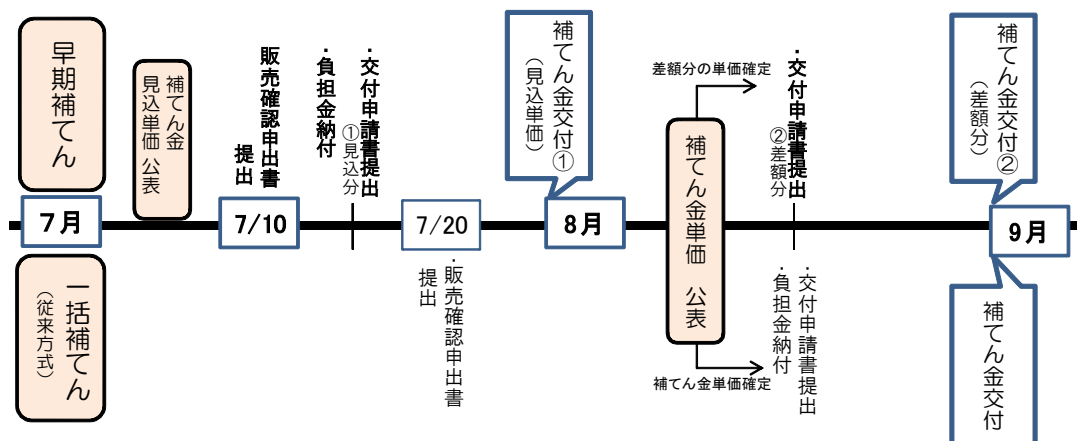
補てん金の早期支払（早期補てん）に関する留意事項

養豚経営安定対策事業参加要件・事業対象頭数確認書又は養豚経営安定対策事業参加申込書の5「補てん金の交付方法」において、早期補てんを選択する場合には、以下をよく確認し、了承した上で選択して下さい。

■「早期補てん」とは

補てん金単価が確定する前に、見込単価により早期に補てん金を交付するものです。見込単価と確定した単価との差額は、単価が確定した後に追加で交付します。早期に交付するためには、生産者の方の早期手続が必要となります。

<仮に第1四半期に補てんがある場合のスケジュール（イメージ）>



***** 留意事項 *****

- (1) 補てん金の交付方法は、年度途中で変更することはできません。
- (2) 早期補てんの場合、生産者負担金の自動引落は選択できません。
- (3) 補てん金を早期に交付するため、一括補てんと手続の期限や回数が異なります。

	(一括補てん (従来方式))		(早期補てん)
販売確認申出書の提出期日：	翌月20日	→	四半期最終月 翌月10日
生産者負担金の納付期限：	2～3週間	→	1～2週間
生産者負担金の納付方法：	自動引落可	→	自動引落不可
交付申請書の提出期日：	2～3週間	→	1～2週間
交付申請書の提出回数：	1回	→	2回
補てん金の交付回数：	1回	→	2回 ⚠一括補てんの1回分を 2回に分けて交付します。

- (4) 以下の場合に、早期補てんを行えないことがあります。
 - ・販売確認申出書や交付申請書の提出が遅れた場合
 - ・生産者負担金（県費補助等によるその他負担金を含む。）の納付が遅れた場合
 - ・見込単価水準が低い場合
 - ・基金の財源が十分でない場合等は、一括補てん（従来方式）での交付となります。

「個人情報の取扱い」

以下の「個人情報の取扱いについて」をよくお読みいただき、養豚経営安定対策事業参加要件・事業対象頭数確認書又は養豚経営安定対策事業参加申込書の6「参加（継続）にあたっての確認事項等」の署名欄に記名押印下さい。

養豚経営安定対策事業の補助金の交付に係る 個人情報の取扱いについて

独立行政法人農畜産業振興機構は、養豚経営安定対策事業の補助金を交付するために、養豚事業者から提出された養豚経営安定対策事業参加要件・事業対象頭数確認書（以下「確認書」という。）、養豚経営安定対策事業参加申込書（以下「事業参加申込書」という。）等に記載された個人情報について関係法令に基づき適正に管理し、本事業の補てん金の交付に係る交付事務及び経営安定に関する業務のために利用します。

また、独立行政法人農畜産業振興機構は、関係法令に基づく提供のほか本事業補助金の交付のため、確認書、事業参加申込書等に記載された内容を参加者の関係する次の関係機関（注）に必要最小限度内において提供又は確認する場合があります。

関係機関 （注）	① 農林水産省 ② 都道府県 ③ 市町村 ④ 申請事務等委託先 ⑤ その他負担金の拠出者 ⑥ 平成29年度に機構と契約した連絡調整等業務の委託先
-------------	---

養豚経営安定対策事業に係る変更届出書

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

(住所)

(氏名又は法人名、代表者役職名、代表者名)

⑩

(養豚事業者ID)

※⑩は「養豚経営安定対策事業参加申込書」又は「養豚経営安定対策事業参加要件・事業対象頭数確認書」で押印した印鑑をご使用ください。

平成29年度養豚経営安定対策事業の実施に当たり、貴機構に提出した事業参加申込書等に記載した事項について下記のとおり変更が生じたので、届け出ます。

記

1 変更の内容

別紙「養豚経営安定対策事業参加要件・事業対象頭数確認書【変更後】(別紙様式第6号-1)」のとおり

2 変更の理由

3 変更年月日

平成 年 月 日

養豚経営安定対策事業参加要件・事業対象頭数確認書【変更後】

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

前年度に引き続き養豚経営安定対策事業を実施したいので、同事業実施要綱第4の1の(2)の規定に基づき、下記のとおり申込内容を確認し提出します。

- 1 下記に必要事項をご記入ください。
記入済みの箇所は内容をご確認ください。訂正のある場合は二重線(=)で訂正の上、訂正印(今回ご使用の印鑑と同一印)を押印ください。

申込年月日	平成29年 月 日	養豚事業者ID	
フリガナ			⑩
申込者の氏名 (生年月日) 又は 法人名	(生年月日 大・昭・平 年 月 日)		H29
決算月 ※法人のみ 記入	月末 決算	フリガナ	
代表者役職名 ※法人のみ 記入		代表者氏名 (生年月日) ※法人のみ 記入	(生年月日 大・昭・平 年 月 日)
住所	(〒 -) 都道府県	市区 町村	
電話	携帯電話	FAX	
eメールアドレス	@	経営形態	<input type="checkbox"/> 一貫経営 <input type="checkbox"/> 肥育経営
申請等事務委託先名		委託先ID	

- 注1: 補てん金の振込確認等で機構から連絡する場合がありますので、保有するすべての連絡先をご記入ください。
2: 申込者が法人の場合は、法人として契約する際に使用する印鑑を使用してください。

- 2 平成29年度事業対象頭数(同年度販売見込み)をご記入ください。

平成29年度 事業対象頭数	平成29年度事業対象頭数の上限				
	頭				
(内訳) 複数都道府県に農場を所有している者は、所在都道府県別に事業対象頭数を記入してください。					
①+②+③+④+⑤	(飼養農場都道府県名)	(飼養農場都道府県名)	(飼養農場都道府県名)	(飼養農場都道府県名)	(飼養農場都道府県名)
事業対象 頭数の内 訳	①	②	③	④	⑤
頭	頭	頭	頭	頭	頭
母豚数(頭) (平成29年4月1日現在)					
①+②+③+④+⑤	①	②	③	④	⑤
頭	頭	頭	頭	頭	頭

- 注1: 肉豚を肥育し、出荷・販売したものであって、損益が帰属するものに限りません。
2: 事業対象頭数分の生産者負担金は、実際の販売頭数に関わらず納付して頂きます。原則、この頭数を事業年度の途中で変更することはできませんのでご注意ください。

⇒ 裏面へ続く

事業参加要件・事業対象頭数確認書で申請した内容から変更がある際に提出が必要な添付書類

申請区分		必要書類	申請様式	添付書類									
				養豚経営安定対策事業参加要件・事業対象頭数確認書【変更後】 (別添資料6-1)	【法人の場合】 法人の概要 (別添資料1-4)	経営を譲渡したことが分かる書類及び契約の履行が確認できる書類 (写し) (注)	【法人の場合】 履歴事項 全部証明書 (写し)	【法人の場合】 株主構成の 分かる書類 (定款等) (写し)	【個人の場合】 住民票、戸籍謄本 (血縁関係が証明 できるもの) (写し)	【申請等事務委託をする場合】 申請等事務委託先の内容 (別添資料1-5)	補てん金の受取 口座について (別添資料1-6) (通帳の写し含む)	【自動引落選択者のみ】 自動引落依頼書 (別添資料1-7) ※機構から複写用紙を送 付しますので、お問い合 わせください。	【法人の場合】 閉鎖事項 全部証明書 (写し)
事業対象頭数に係る権利義務の承継	承継元	養豚経営安定対策事業事業対象頭数に係る権利義務の承継申請書 (別添資料10-1)	×	×		×	×	○	×	×	×	△	
	承継元【一部承継】		○	△	○	△	△	△		△			
	承継先	養豚経営安定対策事業事業対象頭数に係る権利義務の承継申請書 (別添資料10-2)	参加申込書を提出 (新規の証明を添付)	○		○	○	×	申請等事務委託をする者は○	○	○	×	
	承継先【新規参加者】 (承継元との血縁関係なし 又は承継先が法人)		参加申込書を提出 (新規の証明は不要)	×	×	×	×	○		○	○		
	承継先【新規参加者】 (承継元との血縁関係あり)		参加申込書を提出 (新規の証明は不要)	×	×	×	×	○		○	○		
死亡したA事業参加者(個人)→B事業参加者(個人) 【死亡したAからBに経営を承継する場合】	養豚経営安定対策事業事業対象頭数に係る権利義務の承継申請書 (別添資料10-3)	参加申込書を提出 (新規の証明は不要)	×	×	×	×	○	申請等事務委託をする者は○	○	○	×		
A事業参加者(個人)→B事業参加者(法人) 【法人化する場合】	養豚経営安定対策事業事業対象頭数に係る権利義務の承継申請書 (別添資料10-4)	○	○	×	○	○	×		○	○	○		
A事業参加者(法人)→B事業参加者(個人) 【個人成りする場合】		○	×	×	×	×	○		○	○			
変更内容	法人の代表者	養豚経営安定対策事業に係る変更届出書 (別添資料6)	○	○	×	○	○	×	×	△	△	×	
	法人名		○	×		×	×			○	○		
	飼養都道府県別の事業対象頭数内訳の変更		○	×		×	×			×	×		
	住所・連絡先・決算月		○	×	×	×	×		×	×	×		△
	申請等事務委託先 (事務委託を辞める場合も含む)		○	×	×	×	×		×	×	×		○
	生産者負担金納付方法		×										
	補てん金の受取口座・生産者負担金の引落口座		×										

備考
 ○：提出必須
 △：添付書類の記載事項に変更があった場合のみ提出必要
 ×：提出不要
 (注) 不動産売買契約書、資産譲渡契約書、預託契約書等の写し(個別にご相談ください)。

※ご不明な点がございましたら、機構までご連絡ください(TEL:03-3583-1150)。

販売確認申出書 (平成 年 月分)

独立行政法人農畜産業振興機構 御中

養豚経営安定対策事業実施要綱第4の2の(5)の規定に基づき、当該月分の肉豚販売実績について次のとおり報告します。

平成 29 年度事業対象頭数： 頭、 頭
頭、 頭

(単位：頭)

農場が所在する都道府県	販売実績頭数	事業対象肉豚頭数
合計		

- 注1：農場が所在する都道府県ごとに販売実績頭数及び事業対象肉豚頭数を記入してください。
注2：毎月、販売した頭数の中で月々の事業対象肉豚頭数を決め、この毎月の事業対象肉豚頭数の合計が、年間の事業対象頭数を超えた分は、事業の対象となりません。
注3：販売実績頭数は当該月に実際に販売したすべての頭数を記入してください。また、販売実績頭数の追加報告は受け付けません。
注4：販売を証する書類として、販売日及び販売頭数等が確認できる出荷伝票、格付明細書、と畜証明書等を添付してください。

確認欄	上記の販売実績頭数には、枝肉全部廃棄、自家消費分等の事業対象外の肉豚の頭数は含まれていません。	<input type="checkbox"/>
-----	---	--------------------------

添付書類を確認の上、 (チェック) を記入してください。

平成 年 月 日

注：提出期限は、翌月20日 (但し、4月分は6月20日。早期補てん選択者で四半期の最終月は翌月10日)

養豚事業者ID

氏名 (又は法人名、代表者役職名、代表者名)

印

(注：養豚経営安定対策事業参加要件・事業対象頭数確認書に押印した印鑑をご使用ください。)

平成 年度養豚経営安定対策事業事業対象頭数変更承認申請書

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

(住所)

(氏名又は法人名、代表者役職名、代表者名)

印

(養豚事業者ID)

※印は「養豚経営安定対策事業参加申込書」又は「養豚経営安定対策事業参加要件・事業対象頭数確認書」で押印した印鑑をご使用ください。

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で承認通知のあった養豚経営安定対策事業の平成 年度における事業対象頭数を下記のとおり変更したいので承認されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

(例1) 平成〇年〇月〇日に発生した農場の火災により、〇年〇月販売する見込頭数に含まれる肉豚(肥育豚〇ヵ月齢〇〇頭、子豚〇ヵ月齢〇〇頭、繁殖母豚(出産予定〇月)〇〇頭等)が焼失したため。

(例2) 平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間、〇〇豚舎を建て替えることから、肉豚(肥育豚)の出荷が減少するため。

2 事業対象頭数

変更前	変更後

3 肉豚の販売頭数の減少見込み

平成〇〇年度		平成〇〇年度
事由発生前の頭数	減少を見込んだ頭数	販売見込頭数

注：当該年度以降に減少が見込まれる場合は、その減少が見込まれる年度までご記入ください。

4 添付書類

- ・天災、火災、家畜伝染病予防法第2条の1に定められた家畜伝染病の発生等のやむを得ない事由により事業対象頭数を変更する場合は、り災証明書、死亡豚診断書等の第三者が発行する被害状況を証明する資料等
- ・豚舎の建て替えにより事業対象頭数を変更する場合は、豚舎の建て替えを証する書類(建て替え前と後の施設の配置図や平面図、写真等)、豚舎建て替えの日程(スケジュール)が明記されている資料等
- ・販売頭数減少の見込み、算出の基礎となる資料等

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

(住所) _____

(氏名又は法人名、代表者役職名、代表者名)

㊞

(養豚事業者 I D)

※㊞は「養豚経営安定対策事業参加申込書」又は「養豚経営安定対策事業参加要件・事業対象頭数確認書」で押印した印鑑をご使用ください。

事業対象肉豚に係る権利義務の承継申請書
【肉豚の生産を中止（一部中止）又は廃業する者用】

今般、下記1の理由により、養豚経営安定対策事業の事業対象肉豚に係る権利義務の一切（養豚補填金の交付、事業実施期間終了後に養豚資金に残額が生じた場合の養豚資金の残額の返還、生産者負担金の納付、事業参加者の要件に合致しないことが明らかとなった場合の既交付の養豚補填金の返還等）を下記2の者に承継したいので承認されたく、関係書類を添えて申請します。

また、同者が養豚経営安定対策事業実施要綱（平成27年4月1日付け26農畜機第5861号）に基づく独立行政法人農畜産業振興機構に対して負う一切の債務（生産者負担金の納付、事業参加者の要件に合致しないことが明らかとなった場合の既交付の養豚補填金の返還等）について、権利義務の承継の前後を問わず、同者と連帯して、その履行の責任を負うことを確約します。

記

1 肉豚生産の中止（一部中止）又は廃業の理由（できるだけ詳しく）

2 権利義務の承継される者（承継先）

住 所

氏 名

(養豚事業者 I D _____)

3 権利義務を承継する事業対象頭数

平成 年度 頭

4 権利義務の承継年月日

平成 年 月 日

5 添付書類（肉豚生産の一部中止に係る承継の場合のみ、必要）

「養豚経営安定対策事業参加要件・事業対象頭数確認書【変更後】（別紙様式第6号-1）」等を添付すること。

(注意事項)

○ 次期事業実施期間の事業参加はできません。

「前事業実施期間において、(8)の規定に基づき、事業参加を取り消された者に該当しないこと。」(養豚経営安定対策事業実施要綱(平成27年4月1日付け26農畜機第5861号)第4の2の(1)のウ)

○ 資金残額の返還対象外となります。

「機構は、事業実施期間終了後、養豚資金に残額が生じた場合には、生産者負担金を納付した養豚事業者(事業実施期間終了前に(8)により事業参加を取り消された者を除く。)及びその他負担金を納付した者に返還するものとする。」(同要綱第4の2の(4)のイのウ)

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

(住所)

(氏名又は法人名、代表者役職名、代表者名)

印

(養豚事業者 I D)

※印は「養豚経営安定対策事業参加申込書」又は「養豚経営安定対策事業参加要件・事業対象頭数確認書」で押印した印鑑をご使用ください。

事業対象肉豚に係る権利義務の承継申請書
【承継者用】

今般、下記1の者から同者の養豚経営安定対策事業の事業対象肉豚に係る権利義務の一切（養豚補填金の交付、事業実施期間終了後に養豚資金に残額が生じた場合の養豚資金の残額の返還、生産者負担金の納付、事業参加者の要件に合致しないことが明らかとなった場合の既交付の養豚補填金の返還等）を承継したいので承認されたく、関係書類を添えて申請します。

また、同者が養豚経営安定対策事業実施要綱（平成27年4月1日付け26農畜機第5861号）に基づく独立行政法人農畜産業振興機構に対して負う一切の債務（生産者負担金の納付、事業参加者の要件に合致しないことが明らかとなった場合の既交付の養豚補填金の返還等）について、権利義務の承継の前後を問わず、同者と連帯して、その履行の責任を負うことを確約します。

記

1 権利義務を承継する者（承継元）

住 所

氏 名

(養豚事業者 I D)

2 権利義務を承継する事業対象頭数

平成 年度 頭

3 権利義務の承継年月日

平成 年 月 日

4 添付書類

※1 同事業に参加していない者が権利義務を承継する場合は、「養豚経営安定対策事業参加申込書（別紙様式第1号）」を添付すること。

※2 同事業に参加している者が権利義務を承継する場合は、承継後の事業対象頭数を記載した「養豚経営安定対策事業参加要件・事業対象頭数確認書【変更後】（別紙様式第6号-1）」等を添付すること。

※3 1の者から経営を移譲したことが確認できる書類（事業譲渡契約書、履歴事項全部証明書、預託契約書等）を添付すること。

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

- ・承継元（本人死亡のため、㊟は必要なし）

（住所）

（氏名）

（養豚事業者ID）

- ・承継先（申請者）

（住所）

（氏名）

㊟

※㊟は「養豚経営安定対策事業参加申込書」又は「養豚経営安定対策事業参加要件・事業対象頭数確認書」で押印した印鑑をご使用ください。

事業対象肉豚に係る権利義務の承継申請書

【故人から承継される者用】

今般、死亡した下記1の者の養豚経営安定対策事業の事業対象肉豚に係る権利義務の一切（養豚補填金の交付、事業実施期間終了後に養豚資金に残額が生じた場合の養豚資金の残額の返還、生産者負担金の納付、事業参加者の要件に合致しないことが明らかとなった場合の既交付の養豚補填金の返還等）を承継したいので承認されたく、関係書類を添えて申請します。

また、同者が養豚経営安定対策事業実施要綱（平成27年4月1日付け26農畜機第5861号）に基づく独立行政法人農畜産業振興機構に対して負う一切の債務（生産者負担金の納付、事業参加者の要件に合致しないことが明らかとなった場合の既交付の養豚補填金の返還等）について、権利義務の承継の前後を問わず、その履行の責任を負うことを確約します。さらに、この承継については、承継元的全相続人が同意していることを申し添えます。

なお、万が一、相続人の中に承継元の権利義務を申請者がすべて承継したことを同意せず、相続人として承継元の権利を行使する者がある場合には、申請者が機構に代わってその一切の履行を行い、申請者は貴機構に対し、求償、損害賠償等の一切の請求は行わないことを確約します。

記

- 1 死亡した者（承継元）

住所

氏名

（養豚事業者ID）

- 2 承継元と申請者の続柄

- 3 権利義務の承継に係る事業対象頭数

平成 年度

頭

- 4 権利義務の承継年月日

平成 年

月

日

- 5 添付書類

「養豚経営安定対策事業参加要件・事業対象頭数確認書【変更後】（別紙様式第6号-1）」、死亡したこと及び申請者が相続関係にあることが確認できる書類（住民票除票の写し等）を添付すること。

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

・承継元（申請者①）

（住所）

（氏名又は法人名、役職名、代表者名）

㊞

（養豚事業者ID）

・承継先（申請者②）

（住所）

（氏名又は法人名、役職名、代表者名）

㊞

※㊞は「養豚経営安定対策事業参加申込書」又は「養豚経営安定対策事業参加要件・事業対象頭数確認書」で押印した印鑑をご使用ください。

事業対象肉豚に係る権利義務の承継申請書
【法人化又は個人成りする者用】

今般、下記1の理由により、申請書①から同者の養豚経営安定対策事業の事業対象肉豚に係る権利義務の一切（養豚補填金の交付、事業実施期間終了後に養豚資金に残額が生じた場合の養豚資金の残額の返還、生産者負担金の納付、事業参加者の要件に合致しないことが明らかとなった場合の既交付の養豚補填金の返還等）を申請者②に承継したいので承認されたく、関係書類を添えて申請します。

また、申請者①が養豚経営安定対策事業実施要綱（平成27年4月1日付け26農畜機第5861号）に基づく独立行政法人農畜産業振興機構に対して負う一切の債務（生産者負担金の納付、事業参加者の要件に合致しないことが明らかとなった場合の既交付の養豚補填金の返還等）について、権利義務の承継の前後を問わず、申請者両名は連帯して、その履行の責任を負うことを確約します。

記

1 承継の理由（例：経営の規模拡大にあわせて法人化する。）

2 権利義務を承継する事業対象頭数

平成 年度 頭

3 権利義務の承継年月日

平成 年 月 日

4 添付書類

「養豚経営安定対策事業参加要件・事業対象頭数確認書【変更後】（別紙様式第6号-1）」、
履歴事項全部証明書の写真（加えて、法人化の場合は法人の概要、定款等）を添付すること。

平成 29 年度 事業参加要件・事業対象頭数確認書の手続等のスケジュール

4月上旬	<p>養豚経営安定対策事業参加要件・事業対象頭数確認書（以下「確認書」）の送付開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請等事務委託先がない養豚事業者…本人あてに郵送 ・申請等事務委託先がある養豚事業者…申請等事務委託先あてに郵送(又は電子メール) <p>※平成 28 年度事業の申請等事務委託先に送付します。 ※連絡調整等団体は、説明会等で全事業参加者あてに手続の周知をして下さい。</p>
5月31日	<p>確認書の提出締切り（消印有効）</p> <p>※事業に継続して参加しない者は別途「養豚経営安定対策事業参加辞退届出書」を郵送でご提出下さい。</p>
6月上旬～	<p>機構で要件等を審査</p> <hr/> <p>確認結果通知</p> <p>要件審査等の終了した養豚事業者へ順次、事業対象頭数等承認通知書を送付します。(本人あてにハガキ送付)</p> <hr/> <p>販売確認申出書（以下「申出書」）の送付</p> <p>上記通知書を送付した養豚事業者へ順次、機構で平成 29 年度の事業対象頭数を入力したものを郵送又は電子メール(PDF)で送付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請等事務委託先がない養豚事業者…本人あてに郵送 ・申請等事務委託先がある養豚事業者…申請等事務委託先あてに郵送(又は電子メール)
6月20日	<p>4・5月分の申出書の提出期日 【全員共通】</p> <p>4・5月の2か月分をまとめて提出して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請等事務委託先がない養豚事業者…本人→機構 ・申請等事務委託先がある養豚事業者…申請等事務委託先→機構
7月10日	<p>6月分の申出書の提出期日 【早期補てん対象者】</p>
7月20日	<p>6月分の申出書の提出期日 【一括補てん（従来方式）対象者】</p>

平成 29 年度における補てん金支払い等の年間スケジュール

時期		早期補てん	一括補てん（従来方式）	
第 1 四半期	4月	上旬		
		中旬	事業参加要件・事業対象頭数確認書の発送	
		下旬		
	5月	上旬		
		中旬		
		下旬	事業参加要件・事業対象頭数確認書の提出（締切5/31）	
	6月	上旬		
		中旬	4、5月分販売確認申出書の提出（締切6/20）	
		下旬		
第 2 四半期	7月	上旬	6月分販売確認申出書の提出（締切7/10） 第1四半期分見込単価公表	
		中旬		
		下旬	第1四半期分生産者負担金の納付 第1四半期分見込単価による支払に係る交付申請書の提出	
	8月	上旬	第1四半期分補てん金受領（見込単価による支払）	第1四半期分確定単価公表
		中旬	7月分販売確認申出書の提出（締切8/20）	
		下旬	第1四半期分見込単価と確定単価の差額分に係る交付申請書の提出	第1四半期分生産者負担金の納付 第1四半期分交付申請書の提出
	9月	上旬	第1四半期分補てん金受領（差額分の支払）	第1四半期分補てん金受領
		中旬	8月分販売確認申出書の提出（締切9/20）	
		下旬		
第 3 四半期	10月	上旬	9月分販売確認申出書の提出（締切10/10） 第2四半期分見込単価公表	
		中旬		
		下旬	第2四半期分生産者負担金の納付 第2四半期分見込単価による支払に係る交付申請書の提出	
	11月	上旬	第2四半期分補てん金受領（見込単価による支払）	第2四半期分確定単価公表
		中旬	10月分販売確認申出書の提出（締切11/20）	
		下旬	第2四半期分見込単価と確定単価の差額分に係る交付申請書の提出	第2四半期分生産者負担金の納付 第2四半期分交付申請書の提出
	12月	上旬	第2四半期分補てん金受領（差額分の支払）	第2四半期分補てん金受領
		中旬	11月分販売確認申出書の提出（締切12/20）	
		下旬		

時期		早期補てん	一括補てん（従来方式）	
第4 四半 期	1月	上旬	12月分販売確認申出書の提出（締切1/10） 第3四半期分見込単価公表	
		中旬		12月分販売確認申出書の提出（締切1/20）
		下旬	第3四半期分生産者負担金の納付 第3四半期分見込単価による支払に係る交付申請書の提出	
	2月	上旬	第3四半期分補てん金受領（見込単価による支払）	第3四半期分確定単価公表
		中旬	1月分販売確認申出書の提出（締切2/20）	
		下旬	第3四半期分見込単価と確定単価の差額分に係る交付申請書の提出	第3四半期分生産者負担金の納付 第3四半期分交付申請書の提出
	3月	上旬	第3四半期分補てん金受領（差額分の支払）	第3四半期分補てん金受領
		中旬	2月分販売確認申出書の提出（締切3/20）	
		下旬		
平成30 年度 第1 四半 期	4月	上旬	3月分販売確認申出書の提出（締切4/10） 第4四半期分見込単価公表	
		中旬		3月分販売確認申出書の提出（締切4/20）
		下旬	第4四半期分生産者負担金の納付 第4四半期分見込単価による支払に係る交付申請書の提出	
	5月	上旬	第4四半期分補てん金受領（見込単価による支払）	第4四半期分確定単価公表
		中旬		
		下旬	第4四半期分見込単価と確定単価の差額分に係る交付申請書の提出	第4四半期分生産者負担金の納付 第4四半期分交付申請書の提出
	6月	上旬	第4四半期分補てん金受領（差額分の支払）	第4四半期分補てん金受領
		中旬		
		下旬	平成29年度分事業実績報告書の提出	

注1 各四半期で補てん金の発動があった場合の想定に基づくものであり、実際はこれと異なる場合があります。
注2 補てん金の支払は、その他負担金の交付を受けている生産者については、同負担金も納付されていることが条件となります。

事業に関する都道府県別照会先

団体名		電話番号
青森県	一般社団法人青森県畜産協会	017-718-3809
岩手県	公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会	019-651-9634
宮城県	一般社団法人宮城県畜産協会	022-298-8473
秋田県	全国農業協同組合連合会秋田県本部	018-864-2505
山形県	公益社団法人山形県畜産協会	023-634-8166
福島県	福島県養豚協会	024-523-4622
茨城県	公益社団法人茨城県畜産協会	029-225-6697
栃木県	公益社団法人栃木県畜産協会	028-664-3631
群馬県	公益社団法人群馬県畜産協会	027-220-2371
埼玉県	一般社団法人埼玉県畜産会	048-536-5281
千葉県	公益社団法人千葉県畜産協会	043-241-3851
東京都	一般社団法人日本養豚協会	03-3370-5473
神奈川県	一般社団法人神奈川県養豚協会	046-238-2502
新潟県	公益社団法人新潟県畜産協会	025-234-6781
富山県	公益社団法人富山県畜産振興協会	076-451-2480
石川県	公益社団法人石川県畜産協会	076-287-3635
福井県	一般社団法人日本養豚協会	03-3370-5473
山梨県	一般社団法人日本養豚協会	03-3370-5473
長野県	公益社団法人長野県畜産物価格安定基金協会	026-236-2275
岐阜県	一般社団法人岐阜県畜産協会	058-273-9205
静岡県	静岡県養豚協会	054-274-0001
愛知県	一般社団法人愛知県養豚協会	052-961-6644
三重県	一般社団法人三重県畜産協会	059-213-7513
滋賀県	一般社団法人滋賀県畜産振興協会	0748-33-4345
京都府	公益社団法人京都府畜産振興協会	075-681-4280
大阪府	一般社団法人大阪府畜産会	06-6941-1351
兵庫県	公益社団法人兵庫県畜産協会	078-381-9357
奈良県	奈良県養豚農業協同組合	0743-59-0234
和歌山県	一般社団法人日本養豚協会	03-3370-5473
鳥取県	公益社団法人鳥取県畜産推進機構	0857-21-2756
島根県	公益社団法人島根県畜産振興協会	0852-31-3609
広島県	一般社団法人広島県畜産協会	082-244-4768
山口県	公益社団法人山口県畜産振興協会	083-973-2725
徳島県	公益社団法人徳島県畜産協会	088-634-2687
香川県	公益社団法人香川県畜産協会	087-825-0284
愛媛県	公益社団法人愛媛県畜産協会	089-948-5369
高知県	一般社団法人高知県配合飼料価格安定基金協会	088-893-5881
福岡県	公益社団法人福岡県畜産協会	092-641-8723
佐賀県	公益社団法人佐賀県畜産協会	0952-24-7121
長崎県	一般社団法人長崎県畜産物価格安定基金協会	095-820-2196
熊本県	公益社団法人熊本県畜産協会	096-365-8200
大分県	公益社団法人大分県畜産協会	097-545-6593
宮崎県	公益社団法人宮崎県畜産協会	0985-41-9303
鹿児島県	公益社団法人鹿児島県畜産協会	099-258-5647
沖縄県	公益財団法人沖縄県畜産振興公社	098-855-1129

※記載のない都道府県の者は、機構までお問い合わせください。